## 静岡県立大学経営情報学部紀要「経営と情報」投稿規程

(投稿原稿)

第1条 投稿原稿は、論文、研究ノート、事例研究、創作、資料、書評、翻訳等とする。 投稿原稿は、他の刊行物に投稿中でも発表済みでもないものに限る。

(原稿の言語)

第2条 投稿原稿は、原則として日本語もしくは 英語で記述する。

(原稿の分野)

第3条 投稿原稿は、広く経営情報に関わる研究・ 実践等の報告とする。

(投稿資格者)

第4条 本誌の投稿者は、本学部の専任教員とその共著者に限る。ただし、紀要編集委員会が認めた者はこの限りではない。

(著作権)

第5条 掲載された論文等の著作権は静岡県立大 学経営情報学部に帰属する。ただし、著 者が自分の論文を複製・転載等のかたち で利用することはできる。転載する場合、 著者または出版社は、その旨紀要編集委 員会に書面をもって通知し、掲載先には 出典を明記すること。

(投稿)

第6条 投稿原稿は、紀要編集委員会へ提出する ものとする。紀要編集委員会は、投稿原 稿が投稿規程や下記第7条に定める執筆 要領に添わないと判断された場合、編集 委員会は掲載申請を却下したり、著者に 原稿の修正を求めることがある。

(原稿の作成)

第7条 原稿は、別に定める執筆要領に基づき作 成する。 (査読)

第8条 査読論文は、査読委員会が決めた2名の 査読者により覆面審査される。この覆面 審査においては、本学部に所属しない査 読者を1名以上含むものとする。査読者 は規定の査読票で、総合評価、A(採用)、 B(投稿者の修正を求めた上で採用)、 C(不採用)判定のうち、両者がA判定 の場合はそのまま掲載され、C判定の場 合は掲載されない。B判定の場合は、修 正した上で掲載される。査読者の片方が B判定以上でもう片方がC判定の場合は 査読委員会で掲載の可否を決める。

(校正)

第9条 投稿者の校正は、原則として、初校およ び再校の2回行う。

(雑則)

第10条 その他紀要の編集に必要な事項は、別に 定める。

(規定の改廃)

第11条 この規定の改廃は、本学部教授会の議を 経て行うものとする。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、紀要発行 に関し必要な事項は、教授会が定める。

付則

この規定は、令和3年10月7日より施行する。